

仕 様 書

第1条 適用

この仕様書は、鳴門市企業局水道事業課発注の「木津中継ポンプ場吐出電動弁用弁本体購入」に適用する。

第2条 概要

本案件は、木津中継ポンプ場の吐出電動弁の機能維持を図ることを目的として、吐出電動弁用弁本体を購入するものである。

- | | |
|---------|-----------------------|
| 1) 納入場所 | 鳴門市撫養町木津 |
| | 施設名 木津中継ポンプ場 |
| 2) 納入期限 | 契約締結の翌日 ～ 令和8年3月25日まで |
| 3) 納入機器 | 吐出電動弁用弁本体 2基 |

第3条 納入機器の仕様

- | | |
|---------------------|------------------------|
| 1) 共通項目 | |
| ① 電 動 部 | 西部電機製 LTKD-02 に適合すること |
| ② 開閉方向 | 左回り開き、右回り閉じ |
| 2) 各機器の仕様 | |
| ① 配管口径及びフランジ | φ150×10KF (物品納入のみ) 1基 |
| ② 配管口径及びフランジ | φ150×16KF (取替作業を含む) 1基 |
| ③ ステムブッシュ (取替作業を含む) | 1個 |
| ④ ガスケット (取替作業を含む) | 1個 |

第4条 納入の方法等

- 1) 納入物品は新品であり、国内メーカーの現行機種であることとする。
- 2) 納入場所は、第2条 1) に記載の場所とする。
- 3) 納入者は、納入日時を事前連絡の上で、納入当日に浄水場にて鍵を借用することとする。開錠・施錠については、万全の注意を払うこととする。
- 4) 納入場所までの運搬等に係る費用は、すべて納入者の負担とする。
- 5) 第3条 2) ②～④については、妙見山系統 No.1 用として既設機器の撤去、納入機器の取り付け及び試運転調整を行うこととする。

第5条 関係法規等の遵守および注意事項

- 1) 納入者は、本案件の納入、契約書、本仕様書及び労働安全衛生法等関係法令を遵守するとともに労働災害および公衆災害等の防止に必要な措置を講じ、常に安全管理に努めることとする。
- 2) 納入者は、事前に納入手順について、鳴門市企業局水道事業課職員と協議を行うこととする。
- 3) 納入時間は、原則として平日の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。
- 4) 納入機器の梱包材や段ボール等については、納入者が引き取り適切に処分することとする。
- 5) 納入機器の取り扱い説明書については、鳴門市企業局水道事業課職員へ提出するものとする。
- 6) 撤去品については、鳴門市企業局水道事業課職員が指示する場所にて保管するものとする。

第6条 提出書類

- | | |
|---------------------|----|
| 1) 請求書 | 1部 |
| 2) 納入及び作業工程表 | 1部 |
| 3) その他、監督員が必要と定める書類 | 1式 |